わかりやすい版

大阪市障がい者支援計画・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画

2024（令和６）年３月　大阪市

第１章　計画のこと

１　計画をつくる理由

・日本では、障がいのある人の権利を守ったり、自分の力で暮らせるようにいろいろな約束や法律をつくってきました。

・大阪市では、1983（昭和58）年3月に障がいのある人のための計画をつくり、進めてきました。

・2006（平成18）年には、国連で、障がいのある人の権利を守るために「障害者権利条約」という約束が決まりました。

・日本でもいろいろな法律をつくり、2014（平成26）年に「障害者権利条約」という約束を世界の国としました。

・このように世界の国や日本では、障がいのある人のための約束や法律が大きく変わりました。

・大阪市では約束や法律が大きく変わっても、障がいのある人が住んでいるところで自分の力で生活できるようにしてきました。

・障がいのある人もない人も地域で一緒に暮らすことができる社会にするために、この新しい計画をつくりました。

２　計画の考え方

（１）計画について

・この計画は、３つの計画を１つにまとめています。

①大阪市障がい者支援計画

・2024（令和６）年４月から2029（令和11）年３月までの６年間にすることを書いています。

・この計画をつくることは、「障害者基本法」という法律で決まっています。

②第７期大阪市障がい福祉計画

・2024（令和６）年４月から2026（令和８）年３月までの３年間にすることを書いています。

・この計画をつくることは、「障害者総合支援法」という法律で決まっています。

③第３期大阪市障がい児福祉計画

・2024（令和６）年４月から2026（令和８）年３月までの３年間にすることを書いています。

・この計画をつくることは、「児童福祉法」という法律で、決まっています。

（２）計画の考え方

・「障害者基本法」という法律に、「障がいのある人もない人も、基本的人権をもったひとりの人として大切にされるものです。それぞれの違いを知って、一緒に暮らす社会をめざします」ということが書いてあります。

・大阪市では、「障害者基本法」という法律に書いてあることを大事にしながら、次の３つのことをしていきます。

①障がいのある人もない人も、基本的人権をもったひとりの人として大切にします。

②障がいのある人が、いろいろな活動ができるよう手伝います。

③障がいのある人が、住んでいるところで自分の力で生活できるよう手伝います。

（３）計画の進め方

①障がいのある人の生活を手伝うために大阪市をよくしていきます。

②こどもから大人まで、障がいのある人の一生を途切れないで手伝うようにします。

③障がいの状況はそれぞれ違います。それぞれに合った方法で手伝うことができるようにします。

④障がいのある人への差別をなくして、権利を守ります。

⑤障がいのある人を手伝う人を増やして、その人たちへの勉強会をたくさんしていきます。

⑥大阪市を住みやすくするために障がいのある人の生活の様子や必要なことを調べます。

第２章　大阪市がしていくこと

１ 障がいのある人もない人も一緒に生活するためにしていくこと

（１）障がいについて正しく知ってもらえるようにします

・障がいのある人への差別や偏見は、今でもいろいろなところで見られます。市民の皆さんに、障がいのことを正しく知ってもらうことが必要です。

・「障害者差別解消法」の考え方は大事なことです。障がいを理由とした差別をなくすため、関係している人たちが一緒になって考えることが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・パンフレットやホームページなどで、障がいのある人のことを正しく伝えます。

・学校でこどもたちが人権や福祉の大切さを学べるようにします。

・障がいを理由とする差別を相談する場所で正しい相談ができるような勉強会を職員にします。

（２）障がいのある人に情報（知っていること）を伝えます

・話したり、聞いたりすることや情報（知っていること）を集めることは、地域で生活するために大事なことです。そのため、障がいがあることで声で話したり、耳で聞いたりすることが難しい人たちへの手伝いが必要です。

・障がいのある人がパソコンやスマートフォンを使って、情報（知っていること）を知ることができるようにしていくことが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・利用できるサービスなどを、わかりやすく伝えます。

・2016（平成28）年１月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」をつくりました。手話は言葉です。大阪市では、手話が必要な人を手伝います。

・障がいのある人が、パソコンやスマートフォンなどを使いやすくするために、使い方の勉強会をしていきます。

２　地域で住むことができるようにしていくこと

（１）障がいのある人の権利を守り、相談できるようにします

・障がいのある人が、利用したい福祉サービスを自分で決めるということが大切です。そのため、サービス利用を手伝うことや権利を守ることが必要です。

・障がいのある人が年をとったり、たくさんの手伝いが必要になっています。そのため、たくさんの相談できるところが必要です。

・障がいのある人への虐待（繰り返し叩いたり嫌がらせをすること）を早く見つけたり、止めさせるために関係している人たちが力をあわせることが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・地域で安心して生活できるようにします。そのため、自分で決めることが難しい人を関係している人たちが一緒になって手伝えるようにします。

・福祉サービス利用や、生活のお金の管理を、手伝えるようにします。

・「各区障がい者基幹相談支援センター」で、いろいろな相談ができるようにします。

・「相談支援事業者」を増やして、相談しやすくします。

・「市地域自立支援協議会」という大阪市全体の障がい福祉を考えるグループと力をあわせて、「各区地域自立支援協議会」という各区の障がい福祉を考えるグループを良くしていきます。

・障がいのある人への虐待（繰り返し叩いたり嫌がらせをすること）を止めさせたり、早く見つけることができるよう、市民の皆さんへ虐待（繰り返し叩いたり嫌がらせをすること）がいけないことを伝えます。

・障がいのある人への虐待（繰り返し叩いたり嫌がらせをすること）がなくなるように関係している人たちが話し合い力を合わせていきます。

（２）障がいのある人の福祉サービスなどを増やします

・2022（令和４）年に「障害者総合支援法」という法律と「児童福祉法」という法律が変わり、福祉サービスが使いやすくなりました。

・安心してサービスを利用できるように、また、わかりやすい制度になるように、国へ言っていくことが必要です。

・制度が変わっても、きちんとサービスを利用できるようにしていく必要があります。

大阪市がすること（主なもの）

・障がい福祉サービスがより良くなるよう、国へ言っていきます。

・重い障がいのある人も一緒に生活できる「グループホーム」が増えるようにします。

・保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係している人たちが話し合いをして、医療的ケアの必要な障がいのあるこどもを手伝います。

（３）障がいのある人のスポーツや文化活動などを進めます

・大阪市には障がいのある人のためのスポーツセンターが２つあります。

これからもスポーツやレクリエーションをできるようにしていきます。

・障がいのある人もない人もスポーツを一緒に楽しめるようにすることが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・障がいのある人のスポーツを始めるきっかけをつくります。

・市民の皆さんに障がい者スポーツのことを知らせます。

・住んでいるところでスポーツ・文化活動ができるようにしていきます。

３　施設をはなれた生活に移れるようにしていくこと

（１）施設で生活している人が施設をはなれて生活できるように手伝います

・障がいのある人が施設をはなれてみんなで一緒に暮らすために、生活を手伝う方法がたくさん必要です。

・施設で生活している人がよく知っているところで暮らしたいと思う気持ちを大切にし、安心してよく知っているところで暮らすということが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・施設で生活している人の思っている暮らしを調べます。そして、それぞれに合った暮らしができるように一緒に考えます。

・施設で生活している人に施設をはなれた暮らしについて知ってもらいます。そのため、いろいろな経験ができるようにします。（施設の外へ出かける、グループホームに泊まるなど）

・グループホームなどの住む場所をつくります。また、施設をはなれて生活することができるサービスを増やします。

（２）精神科病院に入院している人が退院できるように手伝います

・精神科病院での生活が長くなると、退院することが心配になります。そのため、いろいろな手伝いが必要になります。

・地域で暮らし続けられるよう、生活を手伝うサービスがたくさん必要です。

・いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たち）が一緒になって手伝うことが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・大阪市外の精神科病院に入院している人が多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と一緒になって手伝います。

・ピアサポーターと一緒に退院ができるように手伝います。

・いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たち）が話し合いをして、地域で暮らし続けられるように手伝います。

４　地域で学び・働くためにしていくこと

（１）障がいのあるこども一人ひとりに合った保育・教育をしていきます

・大阪市では、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」をしています。

・みんなが障がいを正しく知って、障がいのあるこどもが住んでいるところで学びやすくすることが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、住んでいるところで共に育つ保育・教育をしていきます。

・障がいのあるこども一人ひとりに合った教育となるよう、関係している人たちが一緒になって考えます。

・学校を卒業した後も関係している人たちが手伝うようにします。そのため、一人ひとりに合わせて将来のことを一緒に考えていきます。

・図書館といったみんなで使う建物を、障がいのある人が利用しやすくなるようにします。

・障がいのあるこどもの放課後（学校が終わった後の時間）などの過ごし方がよくなるように考えます。

・教職員（先生）が障がいのある人のことを正しく知るようにします。そのため、勉強会をたくさんします。

（２）障がいのある人が働きやすくします

「障害者雇用促進法」という法律が変わって、障がいのある人で会社で働く人の数は増えています。しかし、仕事をやめる人も多く、長く働き続けるための手伝いが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・物を買うときや作業をお願いするときは、できるだけ障がい者福祉施設などにお願いします。

・障がいのある人が働き続けられるようにします。そのため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係している人たちが一緒になって仕事と生活を手伝います。

・一人ひとりの障がいに合わせて仕事ができるように手伝います。そのため、「就労移行支援事業者」への勉強会をたくさんします。

５　住みよい環境づくりのためにしていくこと

（１）障がいのある人が使いやすくしていきます

・大阪市では「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」をつくって、建物を使いやすくしています。

・旧市営交通（地下鉄・市バス）は、2018（平成30）年4月に、地下鉄は大阪メトロに、市バスは大阪シティバスに、それぞれ会社が変わりました。

・障がいのある人が、安心して暮らすことができるようグループホームなどが増えていくことが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」や「障害者差別解消法」の考え方を大事にします。そして、大阪市の建物やたくさんの人が利用する建物を、みんなが使いやすいようにします。

・旧市営交通（地下鉄・市バス）の会社が変わった後も、安全のことや使いやすくすることを言っていきます。

・また、他の電車を動かしている会社にも、エレベーターや駅が使いやすくなるように言っていきます。

・グループホームは、障がいのある人にとって必要な「住まい」です。そのため、これからも増やしていきます。

（２）障がいのある人の防災や防犯をしていきます

・手伝いが必要な人を知っておくことや避難所（地震や大雨の時に逃げる所）で手伝うこと、食べ物や薬などを準備しておくことなど、防災対策（地震や大雨になっても困ることが無いようにすること）が必要です。

・障がいのある人が安全で安心して暮らせるようにしていくことが必要です。

・令和２年２月に新型コロナウイルスによる感染症（人に移る病気）が発生しましたが、障がいのある人が安全で安心してサービスを使えるようにしていくことが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・個人情報（住所や名前など）が外に出ないように気をつけて手伝いが必要な人を調べておきます。また、逃げることを手伝う計画をつくります。

・逃げた後の医療・保健・福祉サービスの準備をします。また、逃げた後の生活で必要となる食べ物や薬などを準備しておきます。

・障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心に住むことができるようにします。

・新型ウイルスによる感染症（人に移る病気）が発生してもサービスを使えるように、みんなで一緒に考えます。

６　地域で安心して暮らすためにしていくこと

（１）障がいのある人の保健や医療などを受けやすくします

・障がいのある人が、住んでいるところで元気に暮らすためには、一人ひとりに合った健康づくりと安心して病院に行けることが必要です。

・また、医療的ケアが必要な障がいのある人が住んでいるところで生活をするため、保健・医療・福祉に関係している人たちが一緒になって手伝うことが必要です。

大阪市がすること（主なもの）

・障がいのある人が、住んでいるところで病院に行くことができるように手伝います。

・話したり、聞いたりすることの手伝いが必要な人や、重症心身障がい児・者（障がいがとても重い人）がきちんと病院に行くことができるように手伝います。

・よく知っているところでリハビリテーション（動きやすくなるための練習）が受けやすくなるよう、関係している人たちが一緒になって手伝います。

・病院などと一緒になって、医療的ケアができるショートステイ事業を増やします。

・障がいのあるこどもが早い頃から療育（生活の練習）を受けることができるよう、関係している人たちが一緒になって手伝います。

第３章　目標と福祉サービスの見込み

１　目標

次の７つの目標を2027（令和９）年３月までにできるようにしていきます。

①施設で生活している人が施設をはなれた生活に移った様子

・施設をはなれた生活へ移る人2023（令和５）年度から４年間で76人

・施設で生活している人1,261人から1,197人

②精神障がいのある人を住んでいるところ全体で手伝うやり方づくり

・退院してから、1年以内の地域での平均生活日数　325.3日以上

・１年より長いあいだ入院している人　1,690人から1,559人

・入院後３か月で退院する人の割合　68.9％以上

・入院後６か月で退院する人の割合　84.5％以上

・入院後１年で退院する人の割合　91.0％以上

・地域移行支援を利用して地域生活へ移る人（３年間で）60人

③地域での生活を手伝うやり方をより良くします

・地域生活支援拠点等（障がいのある人をの生活を一緒になって考えてくれるところ）の生活を手伝うやり方を１年に１回以上ふりかえってより良くするように考えます。

・強度行動障がいのある人が使いたいサービスを調べてくらしやすくなるように手伝います。

④福祉施設から一般就労（会社で働くこと）へ移った様子

・福祉施設から会社での仕事に移る人　1,140人

・就労移行支援事業から会社での仕事に移る人　721人

・就労継続支援Ａ型事業から会社での仕事に移る人　209人

・就労継続支援Ｂ型事業から会社での仕事に移る人　118人

・就労移行支援を利用したあとに会社での仕事に移った人の割合が５割以上の事業所の割合６割以上

・就労定着支援を利用している人　505人

・就労定着支援を利用したあとに会社での仕事に移って42か月から78か月までの間働き続けた人の割合が７割以上の事業所の割合　２割５分以上

・働くことや福祉に関係している人が集まるグループを作って、障がいのある人が働きやすくなるように一緒に考えられるようにします。

・就労継続支援Ｂ型事業から払われる工賃を平均した金額　16,700円

⑤障がいのあるこどもを手伝うやり方づくり

・障がいがあるか無いかに関係なくこどもたちが地域で暮らしやすくなるようにしていきます。

・主に重症心身障がい児（障がいがとても重いこども）を手伝う児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が、これから先も手伝いができるようにします。

・医療的ケア（医師や看護師などの助け）の必要なこどもが手伝ってもらえるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係している人たちが話し合うようにします。

・医療的ケアのコーディネーター（医師や看護師などと連絡をする相談員）を育て、事業所にいる数を199人までふやします。

・障がい児入所施設で生活しているこどもが18歳から大人として生活できるように関係している人が集まって考えるところをつくります。

⑥地域で相談できる体制をより良くしていきます

・各区にある基幹相談支援センターと区役所が協力して相談支援の体制をより良くしていきます。

・「地域自立支援協議会」という各区の障がい福祉を考えるグループで障がいのある人を手助けするやり方を考えながら地域全体のやり方を良くしていきます。

⑦障がい福祉サービスをより良くするためにすること

・事業者がお金を請求する時に間違えないように教えます。

・請求の間違いを見つけるために、大阪府や他の市や町と力を合わせます。

・事業者に教えることについて、大阪府や同じ仕事をする他の市の職員とどのようにすれば良くなるか話し合いをします。

２　福祉サービスの見込み

注釈：見込みは2024（令和6）年度、2025（令和7）年度、2026（令和8）年度の順番で読みます。

・訪問系サービス、短期入所

居宅介護

月に16,908人　350,504時間利用

月に17,990人　358,215時間利用

月に19,142人　366,096時間利用

重度訪問介護

月に1,897人　277,766時間利用

月に1,897人　282,488時間利用

月に1,897人　287,290時間利用

同行援護

月に1,369人　34,584時間利用

月に1,383人　34,929時間利用

月に1,397人　35,278時間利用

行動援護

月に655人　13,825時間利用

月に749人　15,802時間利用

月に855人　18,061時間利用

短期入所

月に1,321人　10,573日利用

月に1,379人　11,043日利用

月に1,440人　11,534日利用

・日中活動系サービス

生活介護

月に7,152人　130,666日利用

月に7,288人　133,154日利用

月に7,427人　135,696日利用

自立訓練（機能訓練）

月に186人　1,956日利用

月に224人　2,368日利用

月に271人　2,863日利用

自立訓練（生活訓練）

月に514人　8,317日利用

月に570人　9,179日利用

月に632人　10,142日利用

就労選択支援

2024（令和6）年度はなし

月に240人利用

月に240人利用

就労移行支援

月に1,508人　24,627日利用

月に1,522人　24,856日利用

月に1,536人　25,087日利用

就労継続支援Ａ型

月に4,416人　79,907日利用

月に4,889人　88,464日利用

月に5,412人　97,938日利用

就労継続支援Ｂ型

月に13,797人　234,693日利用

月に16,460人　279,997日利用

月に19,637人　334,047日利用

就労定着支援

月に598人利用

月に705人利用

月に832人利用

療養介護

月に325人利用

月に328人利用

月に331人利用

・居住系サービス、自立生活援助

共同生活援助

月に4,907人利用

月に5,496人利用

月に6,156人利用

施設入所支援

月に1,229人利用

月に1,213人利用

月に1,197人利用

自立生活援助

月に12人利用

月に13人利用

月に13人利用

地域生活支援拠点

１箇所

１箇所

１箇所

拠点へのコーディネーターの配置人数

24人

24人

24人

拠点機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

年に１回実施

年に１回実施

年に１回実施

・指定相談支援

計画相談支援

月に12,174人利用

月に13,095人利用

月に14,016人利用

地域移行支援

月に35人利用

月に35人利用

月に35人利用

地域定着支援

月に823人利用

月に862人利用

月に901人利用

・障がい児支援

児童発達支援

月に6,132人　77,537日利用

月に7,036人　90,976日利用

月に8,074人　106,745日利用

放課後等デイサービス

月に11,646人　151,764日利用

月に13,272人　173,328日利用

月に15,125人　197,956日利用

保育所等訪問支援

月に1,427人　2,149日利用

月に1,921人　2,910日利用

月に2,587人　3,941日利用

居宅訪問型児童発達支援

月に5人　13日利用

月に5人　13日利用

月に5人　13日利用

障がい児相談支援

月に3,932人利用

月に4,761人利用

月に5,764人利用

医療的ケア児を支援するコーディネーター

131人を配置

165人を配置

199人を配置

・発達障がいのある人等への支援

発達障がい者支援地域協議会

年に２回開催

年に２回開催

年に２回開催

発達障がい者支援センター

年に2,800件相談を受ける

年に2,800件相談を受ける

年に2,800件相談を受ける

発達障がい者支援センターと地域サポートコーチ

2024（令和６）年度

年に助言を530件、研修を248件、啓発を3件する、支援プログラム等の受講者数740件

2025（令和７）年度

年に助言を530件、研修を248件、啓発を3件する、支援プログラム等の受講者数740件

2026（令和８）年度

年に助言を530件、研修を248件、啓発を3件する、支援プログラム等の受講者数740件

注釈：見込みは2024（令和6）年度、2025（令和7）年度、2026（令和8）年度の順番で読みます。

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者の協議の場

年に２回開催

年に２回開催

年に２回開催

協議の場への関係する人の参加者数

年に10名参加

年に10名参加

年に10名参加

協議の場での目標設定と評価

目標設定と評価を年に１回実施

目標設定と評価を年に１回実施

目標設定と評価を年に１回実施

精神障がいのある人の利用者数

2024（令和６）年度

地域移行支援27人、地域定着支援338人、共同生活援助1306人、自立生活援助3人、自立訓練（生活訓練）259人

2025（令和７）年度

地域移行支援27人、地域定着支援349人、共同生活援助1462人、自立生活援助4人、自立訓練（生活訓練）287人

2026（令和８）年度

地域移行支援27人、地域定着支援360人、共同生活援助1637人、自立生活援助4人、自立訓練（生活訓練）318人

注釈：見込みは2024（令和6）年度、2025（令和7）年度、2026（令和8）年度の順番で読みます。

・相談支援体制の充実・強化のための取組

障がい者基幹相談支援センターの設置

24か所

24か所

24か所

地域の相談支援体制の強化

2024（令和６）年度

年に指導助言を1,101件、人材育成の支援を327件、連携強化を1,325回、支援内容のふりかえりを　　　 24回、主任相談支援専門員の配置24人

2025（令和７）年度

年に指導助言を1,156件、人材育成の支援を346件、連携強化を1,346回、支援内容のふりかえりを　　　 24回、主任相談支援専門員の配置24人

2026（令和８）年度

年に指導助言を1,211件、人材育成の支援を365件、連携強化を1,367回、支援内容のふりかえりを　　　 24回、主任相談支援専門員の配置24人

・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

2024（令和６）年度

事例について考える回数48回、参加する事業者の数240事業者、話し合うグループの設置数24か所、グループでの話し合い開催回数228回

2025（令和７）年度

事例について考える回数48回、参加する事業者の数240事業者、話し合うグループの設置数24か所、グループでの話し合い開催回数228回

2026（令和８）年度

事例について考える回数48回、参加する事業者の数240事業者、話し合うグループの設置数24か所、グループでの話し合い開催回数228回

・障がい福祉サービスをよくするための取組

障がい福祉サービス等にかかる研修

年に49人参加

年に49人参加

年に49人参加

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業所への集団指導で年に１回注意喚起する

事業所への集団指導で年に１回注意喚起する

事業所への集団指導で年に１回注意喚起する

事業者に教えたことの共有

市役所などで働く人のための勉強会へ年に１回参加する

市役所などで働く人のための勉強会へ年に１回参加する

市役所などで働く人のための勉強会へ年に１回参加する

障がいのある人のためのマーク

障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある方にとって、利用しやすい建物などであることを表すマークです。世界の国で使われています。

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考えた建物などにつけられているマークです。世界の国で使われています。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。日本で使われています。

ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬のことを広めるためのマークです。公共施設はもちろん、スーパー、ホテル、レストランなどでも身体障がい者補助犬が一緒に入れます。

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱をつけている人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。

ハート・プラスマーク

からだの内部に障がいがある人を表すマークです。

ヘルプマーク

手伝いや気遣いを必要としていることが外見からは分からない方がいます。周りの人に知らせて、手伝ってもらいやすくなるように作られたマークです。

子ども車いすマーク

病気や障がいのあるこどもが使う「子ども車いす」は、ベビーカーに見えにくいです。周りの人に知らせて、手伝ってもらいやすくなるように作られたマークです。

身体障がい者標識・聴覚障がい者標識

肢体不自由・聴覚障がいのある方が車につけるマークです。

手話マーク・筆談マーク

「手話」や「筆談」で対応してほしい、または対応できるということを表すマークです。

（発行）

大阪市福祉局障がい者施策部 障がい福祉課

〒530-8201　大阪市北区中之島1-3-20　電話06-6208-8071

大阪市こころの健康センター

〒534-0027　大阪市都島区中野町5-15-21　都島センタービル３階　電話06-6922-8520

大阪市保健所　管理課

〒545-0051　大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000　あべのメディックスビル10階　電話06-6647-0923